平成29年７月11日

公益財団法人　金融情報システムセンター

第54回　安全対策専門委員会　議事録

Ⅰ　開催日時：

平成29年７月11日(火)15：00～16：00

Ⅱ　開催場所：

FISC会議室

Ⅲ　出席者(順不同・敬称略)

座長	細溝　清史	公益財団法人金融情報システムセンター　理事長
副座長	渕崎　正弘	株式会社日本総合研究所　代表取締役社長
専門委員	伊藤　武男	（代理出席）株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 システム企画部　事務・システムリスク統括室 システムリスク管理Ｇｒ　上席調査役
	持田　恒太郎	株式会社三井住友銀行 システム統括部　システムリスク統括室　室長
	藤谷　隆史	（代理出席）株式会社南都銀行　東京事務所 経営企画部　グループ長
	星子　明嗣	株式会社東京スター銀行　執行役
	蓮實　豊	（代理出席）一般社団法人全国信用金庫協会 業務推進部　主任調査役
	内田　満夫	全国信用協同組合連合会　システム業務部　部長
	岡部　剛久	労働金庫連合会　統合リスク管理部　部長
	常岡　良二	農林中央金庫　ＩＴ統括部　主任考査役
	穂田　猛	（代理出席）株式会社商工組合中央金庫 システム部　次長
	小梶　顯義	第一生命保険株式会社 ＩＴビジネスプロセス企画部　部長
	柳瀬　俊也	三井住友海上火災保険株式会社 理事　ＩＴ推進部長

植村　元洋　（代理出席）野村ホールディングス株式会社
ＩＴ統括部　次長

白井　大輔　（代理出席）三井住友カード株式会社
システム企画部　上席審議役

水崎　玲　（代理出席）日本銀行
金融機構局　考査企画課　企画役

相田　仁　東京大学大学院　工学系研究科　教授　工学博士

安冨　潔　慶應義塾大学名誉教授
弁護士(渥美坂井法律事務所・外国法共同事業)

鎌田　正彦　株式会社ＮＴＴデータ金融事業推進部
技術戦略推進部　プロジェクトサポート担当　部長

濱中　慎一　（代理出席）ＮＴＴコミュニケーションズ株式会社
ソリューションサービス部
第二プロジェクトマネジメント部門　第一グループ
担当課長

春日井　正司　沖電気工業株式会社
金融・法人ソリューション事業部
プロジェクトマネジメントオフィス　室長

崎新谷　毅　東芝デジタルソリューションズ株式会社
インダストリアルソリューション事業部
金融・情報ソリューション技術部
金融・情報ソリューション技術第一担当　グループ長

堀井　康司　日本アイ・ビー・エム株式会社
金融インダストリーソリューション
第一ソリューション推進
ソリューションマーケティング担当　営業部長

加納　清　日本電気株式会社
金融システム開発本部　シニアエキスパート

森下　尚子　日本ユニシス株式会社　ファイナンシャル第三事業部
ビジネス企画統括部　次世代ビジネス企画部
事業推進グループ　事業推進グループマネージャー

柿本　薫　株式会社日立製作所
金融第一システム事業部　事業推進本部　本部長

服部　剛　（代理出席）富士通株式会社
金融・社会基盤営業グループ
金融リスクマネジメント室　室長

	上田　直哉	ＮＲＩセキュアテクノロジーズ株式会社 マネジメントコンサルティング部　部長
	梅谷　晃宏	アマゾンウェブサービスジャパン株式会社 セキュリティ・アシュアランス本部　本部長 日本・アジア太平洋地域担当
	瀧　俊雄	一般社団法人 FinTech 協会　アドバイザー
専門委員会	片寄　早百合	金融庁　検査局総務課
オブザーバー		システムモニタリング長主任統括検査官
検討委員	吉原　丈司	株式会社東京スター銀行　ＩＴ戦略部長
	嶋村　正	信組情報サービス株式会社　企画部　部長
	猿渡　耕ニ	労働金庫連合会　統合リスク管理部　次長
	今嶋　治	農林中央金庫　ＩＴ統括部　副部長
	頼住　敏彰	（代理出席）三井住友海上火災保険株式会社 ＩＴ推進部　ＩＴ管理チーム
	荒木　冬湖	野村ホールディングス株式会社　ＩＴ統括部 ヴァイスプレジデント
	羽太　英哉	沖電気工業株式会社　金融システム事業部 プロジェクトマネジメントオフィス シニアスペシャリスト
	小林　晴紀	東芝デジタルソリューションズ株式会社 インダストリアルソリューション事業部 金融・情報ソリューション技術部 金融・情報ソリューション技術第一担当　参事
	鎌田　美樹夫	日本アイ・ビー・エム株式会社　サービス事業統括 第一銀行・FM ソリューションズ担当部長
	碩　正樹	日本電気株式会社　プラットフォームサービス事業部 主任
	後藤　茂成	日本ユニシス株式会社　ファイナンシャル第三事業部 ビジネス企画統括部　次世代ビジネス企画部 事業推進グループ　チーフ・コンサルタント
	宮崎　真理	株式会社日立製作所 金融第一システム事業部　事業推進本部 システム統括部　CSIRT グループ　主任技師
	太田　海	ＮＲＩセキュアテクノロジーズ株式会社 マネジメントコンサルティング部 上級セキュリティコンサルタント

FISC 委員	髙橋　経一	公益財団法人金融情報システムセンター 常務理事
	和田　昌昭	公益財団法人金融情報システムセンター 監査安全部　部長
FISC（事務局）	小林　寿太郎	企画部　部長
	大澤　英季	企画部　次長
	松本　浩之	監査安全部　総括主任研究員
	丸山　亨嗣	監査安全部　総括主任研究員

Ⅳ　議事内容

１．開会

○和田監査安全部長　もう数名いらっしゃっていないのですが、お時間になりましたので、第 54 回安全対策専門委員会を開催いたします。

本日はお忙しい中、また大変お暑い中お集まりいただき、まことにありがとうございます。まずは事務事項について、公益財団法人金融情報システムセンター監査安全部長の和田よりご説明及び進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（資料確認、委員紹介等のため省略）

２．議案

○渕崎副座長　副座長の渕崎です。

それでは議案１、改訂原案前説に関する検討に当たりまして、各委員からのご意見について、事務局の丸山総括主任研究員よりご説明いたします。よろしくお願いします。

○丸山総括主任研究員　事務局の丸山でございます。よろしくお願いいたします。

皆様からは、前回委員会の事後意見を合わせ、合計 77 件のご意見をいただきました。ありがとうございました。資料１－１、Ａ３横版の資料ですが、こちらに全てのご意見に対する対応方針を記載してお配りしております。お時間の都合、全てをご説明する訳にはいきませんので、主要なポイントにつきましては、後程、前説原案資料１－２を使いまし

てご説明いたします。

なお、資料１－１、Ａ３の資料ですが、対応方針や反映状況に黄色の網がけをしている部分がございます。反映状況のところが「未」となっているものにつきましては、今後対応する予定でございますが、現時点ではまだ反映していないというものです。こちらは今後のご議論、ご検討を踏まえまして修正内容を固めて反映させていきたいと考えております。

あとは、「暫定的に対応」としている部分がございますが、こちらは現時点で暫定案を前説に反映しております。こちらもご議論の中でよりよい案等がございましたら、適宜修正、見直しをしていきたいと思います。

一方で、原案の修正要否で「否」としております部分ですが、こちらはご意見をいただきました委員の方と調整させていただきまして、現時点でこちらは前説のほうには反映しないという判断をさせていただいた部分でございます。ですが、この後の議論において、再考すべき必要が出てきた場合には、こちらの意見につきましても検討していく可能性はございますので、一旦、現時点では採用しないとしたものでございます。

では、こちらの一覧は後ほど詳細をご確認頂くこととし、改めまして、本日は資料１－２を使って主要なポイントを説明させていただきたいと思います。前説の中にコメント等を付しておりますので、その中から主要なポイントを指し示していきます。

まずは１ページ目の中段あたりに「現実的かつ効果的な安全対策」と記載させていただいた部分でございます。ここは前回、前々回とご議論をいただいたところに関係する部分でございますが、もともと「あるべき姿」というふうに記載していた部分です。前回「現実的かつ効果的な安全対策の考え方」と修正させていただきました。その中で議論が続きまして、安対基準の位置づけについてのご議論になったかと思います。安対基準の位置づけについては事務局のほうで検討してまいりますという形で締めくくりましたので、今回改めてその考え方についてご説明したいと思います。

まず安対基準ですけれども、こちらは、自分たちが守っていくものとしてこれまで策定し、改訂してきたものということで自主基準という位置づけです。従いまして、会員各社はこの安対基準を守り実施していくというモチベーションを持っていると考えております。

また、安対基準は前説で示す考え方の部分と、基準の部分とありますが、安対基準はこの考え方に基づいて基準を適用していく、一体不可分のものと考えております。つまり、前説に示した考え方のもとで分類・整理された基準を適用していくというふうに考えてお

ります。こちらが事務局で整理しました考え方となります。

この後、主要なポイントを続けて説明してまいりますので、説明が終わりましたらご指摘などいただければと思います。

では続きまして、同じく１ページ目になりますが、こちらのページの２行目に「FinTech 企業」と書かせていただきました。名称につきましては前回こちらの事務局案として「決済代行業者等」という名称を使わせてもらっていたのですが、それでは業務等の範囲が特定されるようなイメージを持たれてしまうというご指摘もございましたので、こちらについては「FinTech 企業等」として、１番の脚注にも書かせていただきましたが、本編においては「FinTech 企業等」という名称で統一して使わせていただきたいと考えております。こちらは一旦の暫定案としての名称でございますので、よりよい名称がございましたらその都度見直しをさせていただこうと考えております。

なお、FinTech 企業のところにコメント［FISC2]と書いている部分でございますが、金融関連サービスについては、金融サービス、金融関連サービスの定義をはっきりさせないといけないと思っております。現時点では、金融関連サービスは金融機関等以外の事業者が行う金融に関連するサービスであるとしており、より適切な説明文を考えまして、用語の解説に記載をしていきたいと考えております。

なお、今申し上げた中で「金融機関等以外」という表現を使いましたが、これは前回の委員会で「非金融機関等」とは何を指しますかという話と関連しており、前説には「金融機関等以外の事業者」という表現に全て修正をさせていただいております。

では続きまして、ページが進みまして７ページ目になります。７ページ目は安全対策における基本原則を書いた部分でございます。こちらも、前回ご説明をさせていただいた内容で修正をさせていただきました。ポイントとしましては、「必要十分」という用語については「適切な」という表現に変えさせていただいております。

それから３つ目の〇に出てくる顧客の利便性向上ですが、企業価値の最大化は一つ目指すべき姿ではあるのですが、それと並列して顧客の視点、顧客の利便性向上というのも併記するようにしています。企業価値につきましても、例えば株価ですとかそういった利益追求だけではなくて、地域の経済発展など多様性を持っているということもございますので、こちらは、ページが戻りますが、１ページ目の脚注２に説明書を移しました。一旦移しただけでして、これ以上の内容を少し追加する必要があるかと思っておりますので、これについては後ほど見直した上で追加等をしてきたいと考えております。

ページは戻りまして、続きまして８ページ目になります。８ページ目は重大な外部性の考え方を示したところです。この「重大な」というところですが、具体的に事例とかシステム名といったものでもっとイメージしやすくできないかといったご意見がございましたので、文章のほうを修正しております。

文章の中で、３行目、「金融機関等における為替や預金を取り扱うシステムは、深刻なシステム障害が発生した場合、他の金融機関やその顧客に対し広く影響を及ぼし、社会全体に経済的損失を与える「重大な外部性を有する」システムである」というふうに書きました。そしてその下に網かけをしておりますが、「金融機関等における決済システムのうち、一般的には為替や預金を取り扱うシステムは、「重大な外部性を有する」と解されるが、例えばＡＴＭやインターネットバンク等を、これらと同様のシステムとして取り扱うかどうかは各金融機関等の判断によるものと考えられる。」とし、例示としては為替・預金といった決済システムの構成をなすものを挙げておりますが、選択の幅を持たせるという意味でＡＴＭやインターネットバンキング等の名称も出しております。ただ最終的には、重大な外部性を持つシステムと同様に扱うというところにつきましては、金融機関がそれぞれ判断するものとしております。

では続けて 10 ページ目になりますが、経営責任のあり方を記した文になります。ここは先ほど触れましたが、企業価値の最大化のところに顧客の利便性向上というのを併記するようにしております。

続きまして次の 11 ページになります。11 ページ目は、外部に対する統制のあり方ということで、ここで網がけしている一番下の部分「なお、」のところからですが（「FinTech 企業」は誤植のため「FinTech 企業等」に修正)、「FinTech 企業等との契約形態には、外部委託とは性質の異なるものが存在する」と修正しています。FinTech 企業等の提供するサービスの種類は多岐にわたり、金融関連サービス以外のサービスもございますが、そもそも金融機関等との間で外部委託とはならないケースが存在するということをご意見としていただいておりまして、このように反映させていただいております。

この 11 ページに書いている内容は、17 ページに安全対策基準の適用対象について述べた部分にも考え方等を反映させております。17 ページの真ん中にある赤字の部分ですが、金融機関等以外の事業者が金融機関等の外部委託先として金融関連サービスを提供する場合、結果として安全対策基準が適用されるというケース、それから金融機関等以外の事業者が金融機関等の外部委託先ではないケースで、かつ金融機関等の統制が及ばないケース、

もしくは部分的に統制を行うケースについて、それぞれのケースを FinTech 有識者検討会の報告書の内容を反映して文章を修正しております。今の部分的に統制が及ぶ場合につきましては、結果として安全対策基準が部分的に適用されるというふうに記載しておりまして、例示としましては、脚注の 17 に、例えばオープンＡＰＩの連携先のような場合につきましては、本人確認、データ保護に関する安全対策が行われているかを検証することというふうに、具体的な例示も追加させていただいております。

では、ページがまた戻って 14 ページ目になります。14 ページの下半分に基準の分類について書かせていただいております。ここは基礎基準、付加基準についての説明をしている部分ですが、文章の構成を少し見直しました。順番としては基礎基準とは何かということで、統制に関する基準、顧客データの漏えい防止に関する基準、それからコンティンジェンシー策定に関する基準を基礎基準としている根拠、理由についてまずは記載しておりまして、15 ページにまたがりますが、15 ページに、基礎基準の考え方として３点にまとめております。

一方で、基礎基準以外の付加基準は、適宜必要に応じて選択追加するものとしておりますが、例えば高い可用性を必要とするシステムについては安全対策の水準を高めるためにこれらを選択していくというようなことを書いております。

前回もご議論になり、ご意見としてもいただいていたのですが、15 ページの図８ですが、こちらの基準の適用として全て適用と書かせていただいた部分、こちらは一律全てのシステム、全ての金融機関等において全て適用という表現ではなく、システム構成やその他リスク特性等に応じて選択の幅を持たせるように「原則として適用」という表現に修正しております。

図の下の脚注 12 に、「安全対策基準の中には特定のシステムや業務（外部接続管理や渉外端末の管理に関する基準等）のみを対象とした基準が含まれており、これらは最低限の基準であっても、システムによっては適用除外となる。」ということを具体例として書いております。これはこの後、議案２として基礎基準の考え方の中でも説明してまいりますので、その考え方のもとになるものをここに書いたということになります。

続けて 18 ページから 20 ページにかけてですが、もともと安全対策基準の適用について記載していた部分でございます。こちらは、工程等を整理し、文章の構成と併せて書き直しました。図９の工程、プロセスに沿ってこの章を再構成しております。

図９ですが、目標としているものは④安全対策を決定するためのプロセスというふうに

位置づけておりまして、標題も安全対策決定のプロセスとしております。ここは前回、事務局側で再整理をしますので次回以降反映してご説明しますとしていた部分ですので、少し順番に説明をさせていただきます。

（4）安全対策決定のプロセスのすぐ下には、リスクベースアプローチでは経営資源配分の効果が最大となるようにしていくということをまず書いた上で、図9の安全対策決定のプロセスを示しておりまして、この中で①②③④という順番で安全対策を決定していくというふうに述べております。

①はまずリスク特性の洗い出しということで、顧客サービスの提供有無や機微情報の有無など、図 10 のような観点をもってリスク特性を洗い出し、その洗い出しの結果を対象システムの特定や目標設定、安全対策の決定に使っていくことを示しています。

次の 19 ページになりますが、洗い出されたリスク特性を評価しまして、利用する情報システムを金融情報システムとそれ以外のシステム、金融情報システムをさらに重大な外部性、機微性を持つ特定システムと上記以外の通常システムに分離していく。その中でも、重大な外部性、機微性を持つ特定システムの中でもリスクを分離できるものについては通常システムとして扱い、一方通常システムの中でも高い安全対策が必要なものは特定システムとして扱う。通常システムの中でリスクが極めて低いと判断されるものは安全対策基準の適用除外とするというような流れをこちらの図で示しております。

その図のすぐ下ですけれども、網がけしておりますが、これらの評価、システムの特定につきましては、環境の変化ですとか、リスクの種類、程度の変動に応じて適宜見直されるべきであるということを書いております。

こうやってシステムを特定しまして、次にそのシステムに応じた安全対策の目標を決めていきます。ということで、基準と基準に書かれております安全対策の選択をしていくということを次に書いております。

20 ページになりますが、④安全対策の決定として設定された目標に対して経営資源の配分を考慮した対策を決定していくことを書き記しています。前説に書き切れていないのですが、例えば実施時期などといった観点から、実際に実施する安全対策を決定していくということをこちらで書いております。

また、安全対策を決定するうえで、リスクゼロを追求しないということから残存リスクが発生するということを考慮して、残存リスクに対するコンティンジェンシープランを策定するということを⑤に書いております。

続きまして 22 ページになりますが、こちらは統制となります。外部の統制につきまして、先ほど少し触れましたが、FinTech 企業等との３者間構成につきましては、必ずしも委託関係にあるとは限らないという場合を想定して記述のほうを追記しております。

量が多くなりますが、最後、26 ページになります。26 ページから 27 ページにかけての部分ですが、FinTech 企業等が参加する３者間構成においてタイプＡとタイプＢというふうに分類しておりまして、こちらは記載しておりました内容に読みづらさ等がございましたので、改めて FinTech の有識者会議の報告書をもとに内容のほうを見直しさせていただきました。

以上、前説修正の主要なポイントということでご説明のほうをさせていただきました。

○渕崎副座長　説明ありがとうございました。以上が資料のご説明ですが、それではご出席の皆さんからご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○蓮實委員　信用金庫協会の蓮實でございます。事務局さんには短い期間に修正をいただきましてありがとうございました。

これは、決定的におかしいという話ではないのですが、８ページのところで、重大な外部性のお考えのところのご修正をいただいた中で、前回、外部性のあるシステムとは一体何なのかということがわかりづらいのではないかという話をしたら、例示として一応為替・預金ということをお書きいただきました。為替は確かに複数金融機関がお互い連携していないと必ずしも機能しないのでそうだと思うのですが、預金に関していうと、東日本大震災のときにもまず金融機関は何をやったかというと、勘定系が動かなくて、端末が動かなくても預金の手払いによってお客様に預金をお支払いするという行為はやってきました。要するに自金融機関のお客様に自分の金融機関から預金を払い出すということはどのような場合にも最低限やろうじゃないかということ、多分ほかの金融機関さんでもやっていると思うんですけれども、それに比べると、それ自体は外部性という定義とはあまり間に合わないような気がして、為替は確かに外部性、本支店為替とかをいってしまえば必ずしもそうではないでしょうけれども、為替というと一般的にはそういう概念があるけれども、預金を外部性の中で扱うというのには少し違和感を覚えます。ただ実際には預金のシステム、システムという単位で見たときにそれが動かなければ結局為替も動かないし、Ａ

ＴＭも動かないから全部の根幹なんですということ自体はわかるんですが、上のほうの定義で、他の金融機関やその顧客に影響ということを考えるとちょっと預金というのは違和感を覚えます。ただ絶対だめというわけではないので、もしほかに特に違和感がないのであれば反対はしないのですが、その辺を感じました。

○渕崎副座長　事務局、何かありますか。

○丸山総括主任研究員　ありがとうございます。直接外部性として紐づくかどうかという問題だというふうに伺いました。確かに預金システムが止まるとその他のシステムが連動してとまってしまうのでコアな部分ではございますが、外部性と直接言えるかというところにつきましてはもう少し各委員のご意見を伺って、こちらを残すか残さないかについてご検討させていただければと思いますがよろしいでしょうか。もしこの場でこれは入れたほうがいい、入れないほうがいいというご意見がございましたらお伺いできればと思います。

○渕崎副座長　皆さん、いかがですか。蓮實さんがおっしゃっているとおりだと思います。為替というのは預金が動かないと、連動しているものですから、そういった観点で入れているというぐらいでご理解いただきたいということです。

○蓮實委員　特に反対するものではございません。

○渕崎副座長　ではよろしくお願いします。ほかにご意見、ご質問はよろしゅうございますか。

それではとりあえずはこのご説明に対する質疑についてはこれまでということにさせていただきたいと思います。

皆様方から大変建設的なご意見、ご質問をいただいておりまして、事務局のほうでもかなり前向きに答えているというふうに感じております。他にも、事後のご意見等でいただけましたら、そういったご意見も踏まえまして、必要に応じて今後の専門委員会で説明させていただきたいと思っております。

それでは次に議案２、基礎基準に関する検討について、事務局の松本総括主任研究員よ

いご説明をお願いします。

○松本総括主任研究員　事務局の松本です。よろしくお願いいたします。

それではお手元に【資料２－１】【資料２－２】【資料２－３】をご用意いただけますでしょうか。

まず、【資料２－１】の基礎基準に関する検討についてというＡ４縦の資料についてご説明をさせていただきます。

基礎基準を今後検討していく上での、基礎基準の考え方、前説の繰り返しになりますが、基礎基準の選定にあたっての考え方、選定方法並びに今後の検討スケジュールについて、ご説明をさせていただきます。

それではまず基礎基準の考え方でございますが、こちらでお伝えしたいポイントとしましては２点ございます。

まず１つ目として、「金融機関等がリスクベースアプローチの考え方に基づき、リスク特性に応じた安全対策の目標を設定するに当たり、不確実性を低減させることを目的に基礎基準を設定する。」といった考え方を記載しています。前説でも述べられているとおり、課題認識として、情報系のシステムや部門系のシステムの比率が高まっている中、そのまま高い安全対策基準が適用されることによって、新たな開発や、イノベーションの阻害要因となってしまう現状を踏まえ、今回リスクベースアプローチの考え方を導入します。基礎基準は、リスクベースアプローチにより、安全対策の目標を設定するうえで、必要最低限の基準としてお示しするものです。

よって、高い安全対策が通常のシステムにおいても、そのまま適用されているといった課題認識に基づき、既存の基準から必要最低限の基準を選定するもので、新たに高いレベルの基準が示されるものではないといった認識です。

２つ目は、下の図にあるとおり、基礎基準は「原則として適用」としています。まず基礎基準は、特定システム、通常システムによらず金融情報システムにおける最低限実施する基準として設定することになりますが、もっとも、安全対策基準の中には特定のシステムや業務、括弧書きにありますが、外部接続管理や渉外端末の管理に関する基準等については、当然外部接続がないシステムにおいては適用されるものではなく、渉外端末の利用がない場合も適用されないということになりますので、「原則として適用」としております。必要最低限の基準であってもシステムによっては適用対象外になりますということを

改めてこちらの考え方で述べています。

２番目の「基礎基準の選定について」における、選定に当たっての考え方ですが、前説では、３つの要素に該当するものを基礎基準としています。

１つ目が、統制・監査に関する基準でございます。前説では、全てのシステムにおいて安全対策を決定、実施していくためには、セキュリティポリシーや外部委託に関する方針等が整備され、必要な人員が確保・教育されるなど、ＩＴガバナンスに基づく統制・監査が適切に発揮されていることが必要であるため、と解説されていますが、もう少し踏み込んで申し上げますと、今回統制として切り出した基準は、まずシステムごとや、例えば運用や企画・開発の局面で施す対策というよりも、経営管理の観点で、組織が態勢の整備として必要な対策と判断した基準を事務局側で抜き出して整理しております。

２つ目が、顧客データ漏えいの防止に関する基準でございます。一般に金融情報システムは、商品・サービスを顧客に提供するために、顧客データを保有または顧客データに接続していると想定され、顧客データを漏えいさせないことは、金融機関共通の認識だと考えております。したがいまして、顧客データを漏えいさせないための対策については必須であるため基礎基準として設定いたしました。

一方、障害等によるシステム停止等の防止策も当然金融機関としては重要な対策だといった考え方もありますので、ご意見等があれば議論してまいりたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

３つ目はコンティンジェンシープランの策定に関する基準でございます。こちらは経営責任のあり方を前説の中で述べておりますとおり、リスクベースアプローチの考え方では、安全対策の設定において必ずしもリスクゼロを追求しないことから、金融機関等においては残存リスクへの対応のためにコンティンジェンシープランを策定する必要があるといった考え方に基づき基礎基準としております。

次は裏面に行きますが、以上の考え方に基づいて、事務局で基礎基準を選定させていただきました。選定の方法は、まず、安全対策基準の基準小項目単位で選定しました。【資料の２－２】をサンプルでご用意させていただいておりますが、基準書のどの箇所が、何に該当するかを記しています。左上から基準大項目、基準中項目、基準小項目という順番で並んでいます。まず基準小項目を確認して、基礎基準の３要素に当てはまるものを抽出しております。さらに、適用に当たっての考え方、その下に基準項目の目的、内容説明、具体例の解説等がございますので、こちらを全て確認した上で、この３要素に当てはまる

ものを基礎基準として事務局で選定させていただきました。

選定した基準は、Ａ３縦の資料【資料２－３】「『基準一覧』（基礎基準案）」及び【参考資料】「基準本文（統制・実務・監査）」でご確認いただきます。こちらの見方を説明します。まず、【資料２－３】「『基準一覧』（基礎基準案）」1/2 ページでご説明すると、カラーで色分けされている、水色の網掛けは統制基準並びに監査基準です。なお、統制の基準の中に緑色で網掛けしております外部の統制の基準につきましては、外部委託管理に関する検討とあわせてご提示しますので、次回以降の専門委員会で整理していきます。続いて、実務基準のうち、オレンジ色の網掛けは、データ漏えい防止に関する基準です。黄色の網掛けはコンティンジェンシープランの策定に関する基準です。基礎基準の右の欄にも、カテゴリーに〇を記載しています。

また、【資料２－３】「『基準一覧』（基礎基準案）」の構成は統制基準、実務基準に並びかえされており、一番右側の欄に、８版追補改訂及び８版の基準番号を記載しています。なお、【参考資料】「基準本文（統制・実務・監査）」は、【資料２－３】の基準の順番で並んでいます。こちらの基礎基準について、ご確認いただき、今後委員の方々と、ご議論させていただきたいと考えております。

【資料２－１】に戻っていただきまして、３番目の今後の検討についてでございます。１つ目の検討の進め方でございますが、本日ご説明させていただきました基礎基準の選定に当たっての考え方と基礎基準の選定方法及びそれらを踏まえて選定した基準に関するご意見等について、次回以降の専門委員会で検討してまいりたいと考えております。

基礎基準の検討スケジュールですが、今回のご説明等に対するご意見は７月 20 日までにお願いいたします。そのご意見等に関して、次回８月８日の第 55 回安全対策専門委員会でご審議を諮っていきただく予定です。そして８月 22 日まで第 55 回の事後意見を募集させていただき、９月 12 日にまた同様に審議を重ね、現行のスケジュールでいきますと、10 月 17 日に最終の専門委員会を予定しておりますので、こちらまでに確定していきたいと考えております。よって※１に記載のとおり、基礎基準に関してのご意見につきましては第 57 回の専門委員会まで随時受け付ける予定です。

※２でございますが、次回以降の専門委員会につきましては、本件に関する基礎基準のご審議とあわせて、他の審議議案につきましても同時に行っていきますので、よろしくお願いいたします。

ご説明は以上でございます。

○渕崎副座長　ありがとうございました。今回は基準に関する検討の考え方、それから一覧表ベースでのご説明ということで、内容についてはまだでありますが、ここまでのところでご質問、ご意見等がございましたらよろしくお願いします。

いかがですか。それでは、ここでは思いつかないけれどもということで、持ち帰られて気がついたところがございましたら事後意見のところでよろしくお願いいたします。

本日は議案１のほうで前説の内容、骨子、考え方につきまして、皆様方から議論を出し尽くしていただきまして、一旦取りまとまったということで、今後につきましては基準の考え方について具体的に進めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

今後の事務連絡等につきまして和田監査安全部長にお願いします。よろしくお願いします。

３．事務連絡

○和田監査安全部長　和田です。事務連絡が２点ございます。

まず１点目ですが、本日の議案１の改訂原案前説に関する検討及び議案２の基礎基準に関する検討に対するご意見等がございましたら、資料３－１、安全対策専門委員会検討事項に関するご意見(メール回答用)にて７月 20 日 17 時までに電子メールでお送りください。なお、メールのフォーマットは本日お送りさせていただきます。

２点目ですが、議事次第５でございます。次回の第 55 回専門委員会開催日時のご案内です。次回は８月８日火曜日、時間・場所とも本日と同じで、15 時から 17 時までを予定しております。議案の予定としましては、本日ご説明いたしました議案２のほう、基礎基準に関する検討に関して事後意見をいただいて、こちらで取りまとめて、ご議論をいただく予定としております。また、新たな議案として、外部委託管理に関する基準の検討を行うに当たっての考え方をご説明させていただきたいと思っております。なお、次回の専門委員会の出欠のご確認につきましては別途ご案内させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○渕崎副座長　和田部長、ありがとうございました。全体を通して何か質問等、ご意見等がありますか。

○安冨委員

慶應義塾大学の安冨でございます。ちょっと発言の時機を失してしまったかもしれないのですが、議案１の改訂原案のところですが、例えば１ページ、２ページあたりに、「等」という漢字が多く使われていますが、「等」という例示的表現が要るのかどうか、やや気にならないでもありません。それから、「等」とあるのですが「など」のほうが適切な用法なのではないかと思われるところもあり、「等」や「など」がやたらと出てくるものですから、かえって概念を曖昧にしているようにも見えなくもありません。できましたら事務局のほうで、大変な作業になることは承知しておりますけれども、改めて精査をしていただいて、適切な表現にしていただくのが読み手にとってはわかりやすいのではないかということを感想として一言申し上げさせていただきます。

○髙橋常務理事　ご意見、どうもありがとうございます。おっしゃるとおり今の安対基準を見ても、実はいろいろな定義がされているところがあり、今回新しい概念も入ってきましたので、最終的には、用語を明確に定義し、ターミノロジーのようなものを取りまとめていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○渕崎副座長　ほかにご意見、ご質問等はございませんか。よろしゅうございますか。
それでは第 54 回安全対策専門委員会を終了いたします。お忙しい中、ありがとうございました。

以上